

共同実施だよ！

平成26年1月21日
〇〇〇学校

平成25年の源泉徴収票を配布しました。

- (1) 確定申告等の際に必要なので、紛失等に注意し、大切に保管してください。
- (2) 所属（学校）に所属保管用の源泉徴収票を1部保管してあります。
- (3) 税務署の指導により給与支払者の証明印の押印を省略してあります。

昨年の変更点

☆特別措置法により復興特別所得税を源泉徴収します！！

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの所得について

源泉徴収をする際、所得税の2.1%相当額の復興特別所得税を併せて

徴収することとなりました。

～源泉徴収票の見方についての豆知識～



③給与所得控除後の金額

所得税の課税対象となる金額です。『給与所得控除後の金額を算出する表』で算出されます。興味がある方は事務担当者まで・・・。

④所得控除の額の合計額

扶養控除・配偶者特別控除・社会保険料控除・生命保険料控除等の合計額。
この源泉徴収票の場合、

配偶者控除額	380,000 円	} = 1,499,000 円
扶養控除額	380,000 円	
社会保険料等の金額	300,000 円	
生命保険料の控除額	50,000 円	
地震保険料の控除額	9,000 円	
基礎控除額	380,000 円	



給与所得からこの所得控除を差し引いた額に税率がかかります。

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)- (C)
1,950,000 円以下	5%	-	(A)×(5%×102.1%)
1,950,000 円超 3,300,000 円 "	10%	97,500 円	(A)×(10%×102.1%) - 97,500 円
3,300,000 円 " 6,950,000 円 "	20%	427,500 円	(A)×(20%×102.1%) - 427,500 円
6,950,000 円 " 9,000,000 円 "	23%	636,000 円	(A)×(23%×102.1%) - 636,000 円
9,000,000 円 " 180,000,000 円 "	33%	1,536,000 円	(A)×(33%×102.1%) - 1,536,000 円

*1 円未満は、切り捨て

⑤源泉徴収税額（一年間に納める所得税の額）

上の速算表にあてはめて計算します。

この源泉徴収票の場合、

$$\left((3,460,000 \text{ 円} - 1,499,000 \text{ 円}) \times (10\% \times 102.1\%) \right) - 97,500 \text{ 円} = 102,718 \text{ 円}$$
 になります。



*住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記で求めた算出年税額が源泉徴収額（100 円未満端数切り捨て）になります。

住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、上記で求めた年税額から住宅借入金等特別控除額を控除して年税額を求めることになります。

$102,718 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円} = 22,718 \text{ 円 (年税額)}$ ⑤

ただし、算出年税額よりも住宅借入金等特別控除額が多い場合は、その控除額は年税額の範囲にとどめ、住宅借入金等特別控除可能額として住民税に反映されます。

平成 24 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 氏名 ①	住所又は居所 〒	(受給者番号)	氏名 (フリガナ)	(役職・氏名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	② 5,000,000	③ 3,460,000	④ 1,499,000	⑤ 18,600
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
控除の有無	特定 老人 その他	特別 その他	300,000	50,000
			9,000	80,000
(概要:扶養親族等の名前・年齢など)		所属コード	配偶者の合計所得	新生命保険料の金額
花子 二部				旧生命保険料の金額
				介護医療保険料の金額
				新個人年金保険料の金額
				旧個人年金保険料の金額
				旧長期障害保険料の金額
住宅借入金等特別控除可能額	80,000 円	国民年金保険料の金額	借入金等年末残高	0 円
居住開始年月日		借入金等年末残高	借入金等年末残高	円
居住開始年月日		中途就・退職	受給者生年月日	
支払者	所在地	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	支払者	熊本市教育長 田崎 龍一

①住所または居所

平成25年分であれば、平成26年1月1日の住所登録の住所。

②支払金額（1年分の年収）

この場合、平成25年の1月～12月の給与・賞与額の合計です。
通勤費非課税分はこの額には含まれません。

